

令和5年度価格高騰支援給付金給付事業の対象世帯拡充について

物価高騰の影響を踏まえ、住民税非課税世帯と同程度の経済的負担を受けていると想定される世帯に対しても支援が必要であることから、既の実施した令和5年度価格高騰支援給付金給付事業の対象世帯を拡充することについて報告する。

1 事業概要

(1) 拡充する対象世帯

令和5年6月1日において中野区の住民基本台帳に登録されている下記アまたはイに該当する世帯

- ア 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- イ 令和4年中の合計所得金額の合算額が150万円未満世帯

(2) 給付額

1世帯あたり3万円

(3) 手続き方法

区から対象者に必要書類を送付し、郵送、相談窓口及び電子申請にて申請を受け付ける。

2 周知方法

(1) 記事の掲載

区報(11月20日号)、区ホームページ、公式X、公式LINE

(2) ポスター掲示

区のお知らせ版

(3) チラシ配架

区施設(地域事務所、区民活動センター、すこやか福祉センター、区立図書館)

(4) 返送勧奨通知

令和5年12月末までに「給付要件確認書」の返送がない方を対象に、令和6年1月上旬に返送勧奨通知を送付

3 送付世帯件数

21,622件

4 今後の予定

令和6年1月上旬 返送勧奨通知発送

令和6年2月13日 申請受付終了

令和6年3月29日 事業終了